

月刊基金

Monthly KIKIN 第60巻 第2号

2

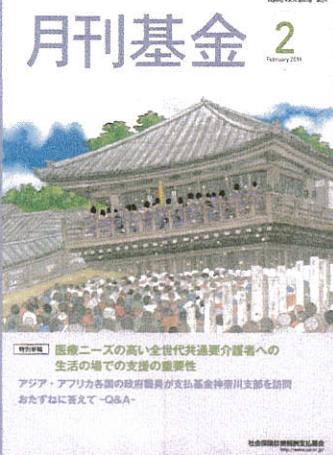
February 2019

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様に信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



東大寺二月堂豆まき（奈良県）
表紙イラスト 永吉秀司

東大寺の豆まきは毎年節分の日に行われる人気行事。福を授かろうと集まった参拝者たちが舞台下を埋め尽くし、おおいに賑わいます。二月堂の舞台からの豆まきの後、法華堂前の特設舞台へ移動し、参拝者にはここから福鉢や福寿の豆がまかれます。

CONTENTS

2

特別寄稿

医療ニーズの高い 全世代共通要介護者への 生活の場での支援の重要性



一般社団法人だんだん会 理事長 宮崎 和加子

5

医療顧問's EYE ~伝えたいこと~

国民皆保険のために

社会保険診療報酬支払基金山口支部 医療顧問（医科担当）小野 弘子

6

医療サービスの向上を求めて

神戸市の基幹病院として、 市民の生命と健康を守るため、 患者さん中心の質の高い医療を安全に提供 神戸市立医療センター中央市民病院

10

アジア・アフリカ各国の政府職員が 支払基金神奈川支部を訪問

13

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載115回

貧血の話

医療法人社団普照会 井上記念病院（千葉県）石毛 憲治

14

おたずねに答えて -Q&A-

18

支部紹介（熊本支部）

20

医療保険等の動き マンスリーノート

22

保険請求の基礎知識

28

支払基金における審査状況（平成30年10月審査分）

30

医療費の動向 診療報酬等確定状況（平成30年10月診療分）

32

地方公共団体が実施する医療費助成事業の審査支払事務を受託

33

インフォメーション

保険請求の基礎

地域包括ケア病棟入院料の急性期患者支援病床初期加算又は在宅患者支援病床初期加算を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」については、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正についての別表Iに示されています。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）（抜粋）

項目番号	区分	診療行為名称等	記載事項
47	A308-3	地域包括ケア病棟入院料の急性期患者支援病床初期加算又は在宅患者支援病床初期加算	<p>入院元を記載すること。 (入院元が急性期医療を担う病院である場合) 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院（病棟）から転院（転棟）した回数を記載すること。（記載例1参照） [記載例1] 入院元である×××病院は地域一般入院料2を算定しており、かつ数急医療管理加算の届出を行っている。本患者が×××病院から当院に転院したことは、過去に2回ある。（転院日：○年○月○日及び○年○月○日）。</p> <p>(入院元が介護保健施設、介護医療院、居住系施設等又は自宅である場合) 直近の入院医療機関名及び退院日を記載すること。（記載例2参照） [記載例2] 入院元は自宅である。本患者は×××病院から○年○月○日に退院後、自宅療養していた。</p>

※ 「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。

※ 「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

また、それぞれの加算に係る入院元及び算定要件については、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」の別表第一「医科診療報酬点数表」に示されています。

【告示 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】

別表第一（抜粋） 医科診療報酬点数表	
第1章 基本診療料	
第2部 入院料等	
第3節 特定入院料	
A308-3 地域包括ケア病棟入院料（1日につき）	
1～8（略）	
注1～4（略）	
5 当該病棟又は病室に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、転院又は転棟した日から起算	
6～8（略）	

して14日を限度として、急性期患者支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算し、当該病棟又は病室に入院している患者のうち、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者について、治療方針に関する患者又はその家族の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して14日を限度として、在宅患者支援病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。

記識

今回は①「急性期患者支援病床初期加算又は在宅患者支援病床初期加算を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について」②「暫間固定に係る装着の算定について」③「睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置に係る咬合探得の算定について」④「トローチを算定する場合の調剤料について」⑤「計量混合調剤加算の算定について」を掲載します。

事例① 医科

急性期患者支援病床初期加算を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について

○急性期患者支援病床初期加算を算定した場合

(92) * 地域包括ケア病棟入院料 2
 看護師負配置加算（地域包括ケア病棟入院料）
 看護補助者配置加算（地域包括ケア病棟入院料）
 急性期患者支援病床初期加算（地域包括ケア病棟入院料）
 入院料
 6級地場附加算
 退院 31年 2月 1日
 S.013 × 1

※ 次の(1)及び(2)の事項を記載すること。
 (1) 入院元
 (2) 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院(病棟)から転院(転棟)した回数

○在宅患者支援病床初期加算を算定した場合

(92) * 地域包括ケア病棟入院料 2
 看護師負配置加算（地域包括ケア病棟入院料）
 看護補助者配置加算（地域包括ケア病棟入院料）
 在宅患者支援病床初期加算（地域包括ケア病棟入院料）
 入院料
 S.158 × 1
 退院 31年 2月 20日
 ※ 次の(1)及び(3)の事項を記載すること。
 (1) 入院元
 (3) 直近の入院医療機関名及び退院日

本事例については、急性期患者支援病床初期加算（地域包括ケア病棟入院料）又は在宅患者支援病床初期加算（地域包括ケア病棟入院料）を算定しています。

通知の別表I〔項目番号47〕に示されているとおり、「急性期患者支援病床初期加算」を算定した場合は次の(1)及び(2)の事項を、「在宅患者支援病床初期加算」を算定した場合は次の(1)及び(3)の事項を「摘要」欄に記載することが必要となりますので、ご留意ください。

- (1) 入院元
- (2) 入院元が急性期医療を担う病院である場合
 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院（病棟）から転院（転棟）した回数
- (3) 入院元が介護保健施設、介護医療院、居住系施設等又は自宅である場合
 直近の入院医療機関名及び退院日

事例③
歯科

睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置に 係る咬合採得の算定について

睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置に係る咬合採得の算定については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように記載されています。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添2

歯科診療報酬点数表に関する

第2章 特掲

第8部 处置

第1節 処置料

1017-1-2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (4) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の製

区分番号M003に掲げる印象採得の「2の口 連合印象」、咬合採得を行った場合は区分番号M006に掲げる咬合採得の「2の口の(3)総義歯」(「1 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1」の場合に限る。)、装着を行った場合は区分番号M005に掲げる装着の「2のニの(2)印象採得が著しく困難なもの」により算定する。

暫間固定に係る装着の算定については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように記載されています。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添2

診療報酬点数表に関する

第2章 特掲診療料

部 处置

- I014 暫間固定

(12) 暫間固定装置を装着するに当たり、印象採得を行った場合は1装置につき区分番号M003に掲げる印象採得の「3 口腔内装置等」を、咬合採得を行った場合は、1装置につき装置の範囲に相当する歯数が8歯以下のときは区分番号M006に掲げる咬合採得の「2の口の(1)少数歯欠損」を、

装置の範囲に相当する歯数が9歯以上のときは区分番号M006に掲げる咬合採得の「2の口の(2)多数歯欠損」又は装置の範囲に相当する歯数が全歯にわたる場合は区分番号M006に掲げる咬合採得の「2の口の(3)総義歯」の所定点数を、装着を行った場合は1装置につき区分番号M005に掲げる装着の「3 口腔内装置等の装着の場合」の所定点数及び装着材料料を算定する。ただし、エナメルボンドシステムにより連結固定を行った場合は、M005に掲げる装着及び装着材料料は別に算定できない。

事例④ 調剤

トローチを算定する場合の調剤料について

調剤報酬明細書		平成 31 年 2 月分		都道府県区分		薬局コード	
				1 調剤 1 社保 1 単独 2 本外			
氏名		記号・番号		公費①		公費②	
2 女 3 昭 55.10.2 生		保険料の種類及び支拂い方		公費③		公費④	
被服上の手由		1 基金 太郎		6		1 回	
保険料の種類及び支拂い方		2 2		7		2 回	
1 記載省略		3 3		8		3 回	
4 4		9		9		4 回	
5 5		10		10		5 回	
6 6		11		11		6 回	
7 7		12		12		7 回	
8 8		13		13		8 回	
9 9		14		14		9 回	
10 10		15		15		10 回	
11 11		16		16		11 回	
12 12		17		17		12 回	
13 13		18		18		13 回	
14 14		19		19		14 回	
15 15		20		20		15 回	
16 16		21		21		16 回	
17 17		22		22		17 回	
18 18		23		23		18 回	
19 19		24		24		19 回	
20 20		25		25		20 回	
21 21		26		26		21 回	
22 22		27		27		22 回	
23 23		28		28		23 回	
24 24		29		29		24 回	
25 25		30		30		25 回	
26 26		31		31		26 回	
27 27		32		32		27 回	
28 28		33		33		28 回	
29 29		34		34		29 回	
30 30		35		35		30 回	
31 31		36		36		31 回	
32 32		37		37		32 回	
33 33		38		38		33 回	
34 34		39		39		34 回	
35 35		40		40		35 回	
36 36		41		41		36 回	
37 37		42		42		37 回	
38 38		43		43		38 回	
39 39		44		44		39 回	
40 40		45		45		40 回	
41 41		46		46		41 回	
42 42		47		47		42 回	
43 43		48		48		43 回	
44 44		49		49		44 回	
45 45		50		50		45 回	
46 46		51		51		46 回	
47 47		52		52		47 回	
48 48		53		53		48 回	
49 49		54		54		49 回	
50 50		55		55		50 回	
51 51		56		56		51 回	
52 52		57		57		52 回	
53 53		58		58		53 回	
54 54		59		59		54 回	
55 55		60		60		55 回	
56 56		61		61		56 回	
57 57		62		62		57 回	
58 58		63		63		58 回	
59 59		64		64		59 回	
60 60		65		65		60 回	
61 61		66		66		61 回	
62 62		67		67		62 回	
63 63		68		68		63 回	
64 64		69		69		64 回	
65 65		70		70		65 回	
66 66		71		71		66 回	
67 67		72		72		67 回	
68 68		73		73		68 回	
69 69		74		74		69 回	
70 70		75		75		70 回	
71 71		76		76		71 回	
72 72		77		77		72 回	
73 73		78		78		73 回	
74 74		79		79		74 回	
75 75		80		80		75 回	
76 76		81		81		76 回	
77 77		82		82		77 回	
78 78		83		83		78 回	
79 79		84		84		79 回	
80 80		85		85		80 回	
81 81		86		86		81 回	
82 82		87		87		82 回	
83 83		88		88		83 回	
84 84		89		89		84 回	
85 85		90		90		85 回	
86 86		91		91		86 回	
87 87		92		92		87 回	
88 88		93		93		88 回	
89 89		94		94		89 回	
90 90		95		95		90 回	
91 91		96		96		91 回	
92 92		97		97		92 回	
93 93		98		98		93 回	
94 94		99		99		94 回	
95 95		100		100		95 回	
96 96		101		101		96 回	
97 97		102		102		97 回	
98 98		103		103		98 回	
99 99		104		104		99 回	
100 100		105		105		100 回	
101 101		106		106		101 回	
102 102		107		107		102 回	
103 103		108		108		103 回	
104 104		109		109		104 回	
105 105		110		110		105 回	
106 106		111		111		106 回	
107 107		112		112		107 回	
108 108		113		113		108 回	
109 109		114		114		109 回	
110 110		115		115		110 回	
111 111		116		116		111 回	
112 112		117		117		112 回	
113 113		118		118		113 回	
114 114		119		119		114 回	
115 115		120		120		115 回	
116 116		121		121		116 回	
117 117		122		122		117 回	
118 118		123		123		118 回	
119 119		124		124		119 回	
120 120		125		125		120 回	
121 121		126		126		121 回	
122 122		127		127		122 回	
123 123		128		128		123 回	
124 124		129		129		124 回	
125 125		130		130		125 回	
126 126		131		131		126 回	
127 127		132		132		127 回	
128 128		133		133		128 回	
129 129		134		134		129 回	
130 130		135		135		130 回	
131 131		136		136		131 回	
132 132		137		137		132 回	
133 133		138		138		133 回	
134 134		139		139		134 回	
135 135		140		140		135 回	
136 136		141		141		136 回	
137 137		142		142		137 回	
138 138		143		143		138 回	
139 139		144		144		139 回	
140 140		145		145		140 回	
141 141		146		146		141 回	
142 142		147		147		142 回	
143 143		148		148		143 回	
144 144		149		149			